

議案第31号

斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例

【議案提出担当課：教育委員会事務局総務課】

斑鳩町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置等に係る構想について検討し、子どもが輝くより良い学校教育環境の整備に取り組むため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

1. 主な制定内容

（1）所掌事項（第2条関係）

委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校の適正規模及び適正配置等に係る方針について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとします。

（2）組織（第3条関係）

委員会は、次に掲げる者のうちから、15人以内をもって組織することとします。

- ① 識見を有する者
- ② 地域の代表者
- ③ 保護者の代表者
- ④ 学校の関係者
- ⑤ 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（3）任期（第4条関係）

委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から答申を終える日までとします。

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和6年4月1日から施行します。

（2）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月斑鳩町条例第2号）の一部を改正し、委員会の委員の報酬を次のように定めます。

金 額		日額 5, 0 0 0 円	
旅費の額	鉄道賃・船賃・車賃	実費	
	日当（1日につき）	3, 0 0 0 円	
	宿泊料（1夜につき）	甲地方	1 4, 8 0 0 円
		乙地方	1 3, 3 0 0 円